

とうほう 遺言信託



あなたの想いを未来へ託す。
それが、「とうほう遺言信託」です。

「遺言信託」の詳細については、
お近くの支店までお問い合わせください。



すべてを地域のために
東邦銀行

詳しくは専用フリーダイヤル、最寄りの支店、ホームページへ
☎0120-104-471
(フリーダイヤル受付 平日9:00~17:00)



すべてを地域のために
東邦銀行

「相続」に対してこんなお悩みございませんか？



面倒を見てくれている子供の配偶者にも感謝の気持ちを伝えたい。

子供がいないので、配偶者が自分の親族と遺産分割協議をしなければならないので心配…。

相続の為に何を準備しておけば良いのか分からない…。

孫にも相続財産を遺したい。

跡継ぎに事業資産や不動産を相続させたい。

子供は仕事が忙しいので、相続手続きをする時間がないかも…。

東邦銀行では、このようなお客さまに「遺言書」の作成をおすすめしています！

- 配偶者が安心して生活できるよう財産をしっかり遺したい
- 子どもがいないので配偶者に財産を遺したい
- 自分の築いた財産を社会貢献で慈善団体に寄付したい
- かわいい孫やお世話になった方に自分の財産を受け継いでもらいたい
- 自分の会社の後継者が円滑に承継できるよう準備しておきたい
- 不動産など分割しにくい財産があるが、できる限り平等に財産を遺したい

『とうほう遺言信託』にお任せください！ お客さまとご相続人のお役に立ちます！

遺言書がない場合とある場合とでは手続きが異なります

遺言書がない場合	<p>【遺産分割協議が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺言書がない場合は、相続人全員の話し合いによって遺産の分け方を決定します。相続人全員が話し合い、その結果に基づいた「遺産分割協議書」を作成します。 <p>【家庭裁判所の調停／審判】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺言書がなく、相続人間の話し合いでも合意に至らない場合、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることになります。調停が不成立となった場合は、裁判官による審判で遺産分割が決定されます。
遺言書がある場合	<p>【遺産分割協議が不要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議が不要であり、相続人間で話し合いをする必要がありません。 <p>【遺したい人へ財産を遺すことができます】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺言書に、財産を誰にどれだけ相続させるかを記すことで、ご自身の想いを忠実に実現することができます。特に、相続人以外の方に遺したい場合は、遺言書が必要になります。

東邦銀行の遺言信託なら

遺言作成時には…

詳しくは
7ページへ

- ① 東邦銀行が遺言作成のお手伝いをいたします。
- ② 作成した遺言は、東邦銀行が相続発生時までお預かりします。

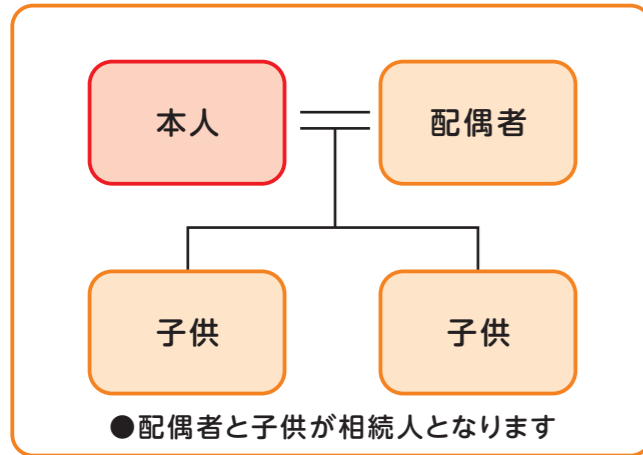
将来の相続発生時には…

詳しくは
9ページへ

- ① 東邦銀行が遺言執行者となって金融資産等の相続手続きを行いますので、相続人の負担が軽減されます。
- ② 相続が発生して不安になっている相続人のよき相談相手となれます。

将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう!

ケース① 子供がいる場合



相続検討のポイント

相続発生時の手続きは誰が行うのか。

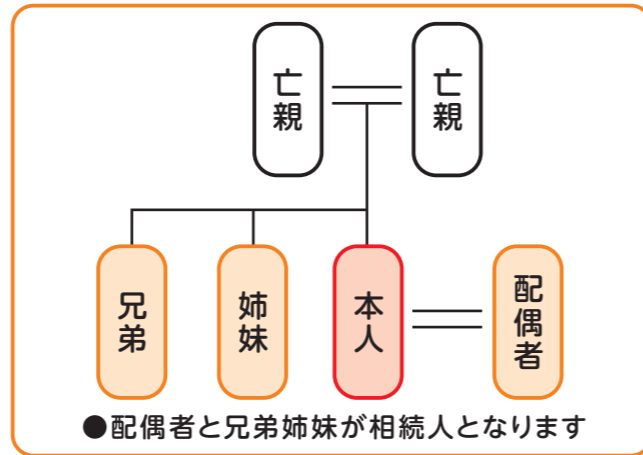
配偶者にどの程度の資産を遺すのか。

子供たちにどのような配分で遺すのか。

<遺言信託があれば>

- 妻には自宅、近くの子供には土地・建物、嫁いだ娘には現預金を遺すなど、状況に応じた資産配分ができます。
- 遺言書の付言事項で、資産配分の理由や感謝の言葉を自分の想いとして伝えることができます。
- 「子供の仕事が忙しい、離れた場所に暮らしている、子供達が何回も集まるのが難しい」などの場合、子供に代わり東邦銀行が相続手続き(遺言の執行)を行うので、子供は相続手続きの負担から解放されます。

ケース② 子供がいない、親もいない場合



相続検討のポイント

相続発生時の手続きは誰が行うのか。

配偶者は、義理のご兄弟姉妹と遺産分割協議が必要になります。

相続人の数が多くなるため、とりまとめが大変です。

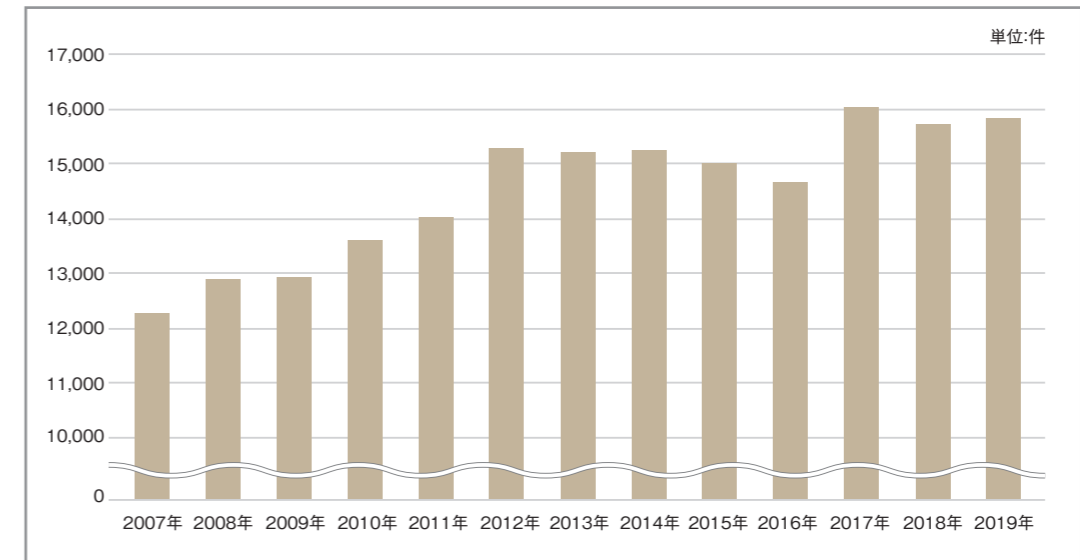
<遺言信託があれば>

- 妻(夫)は、義理のご兄弟姉妹との遺産分割の協議が不要になるので、負担から解放されます。
- 兄弟姉妹には遺留分がないため、妻(夫)にすべての財産を渡す旨の内容を遺言に記載すれば、遺された配偶者が全財産を相続するので安心して生活できます。

<ご参考>「相続」にかかわる様々な問題

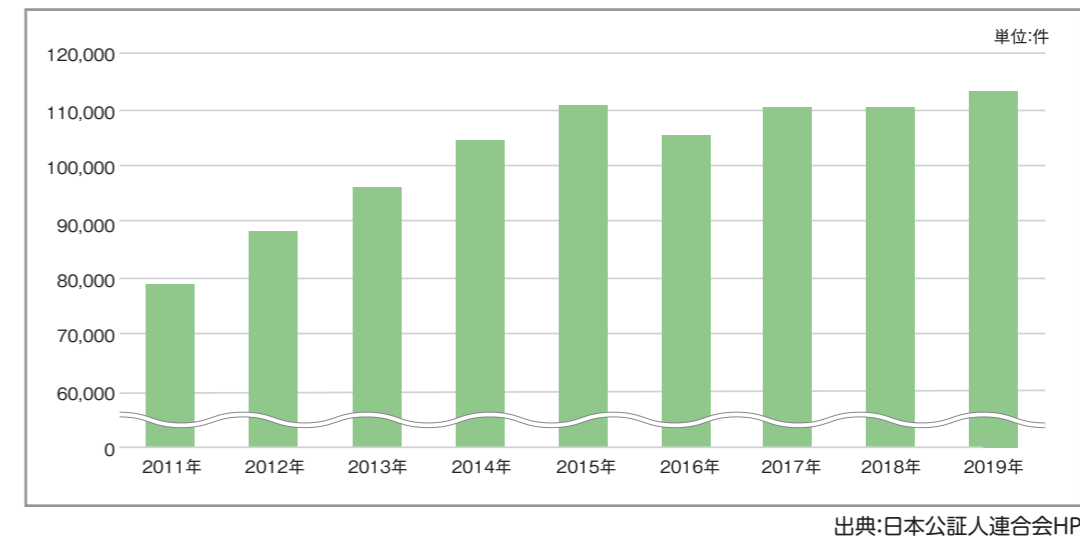
1.遺産分割にかかわる問題

○遺産分割に関する調停・審判件数



左のグラフは、家庭裁判所での遺産分割に関する調停・審判に至った件数の推移を表しています。

○公正証書遺言作成件数

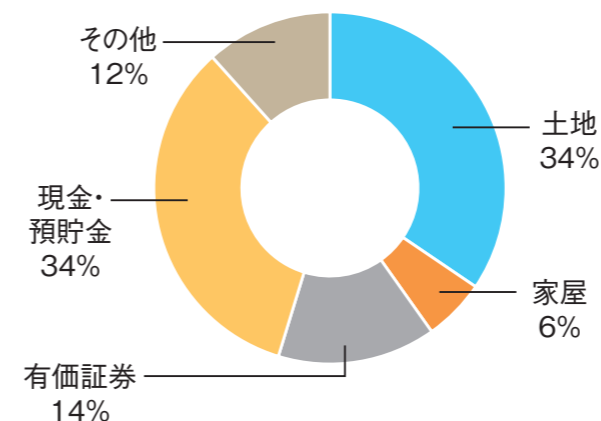


左のグラフは、全国で作成された「公正証書遺言」の件数の推移を表しています。

詳しくは
13ページへ

2.相続税の納税資金にかかわる問題

○相続財産の構成(2019年分)



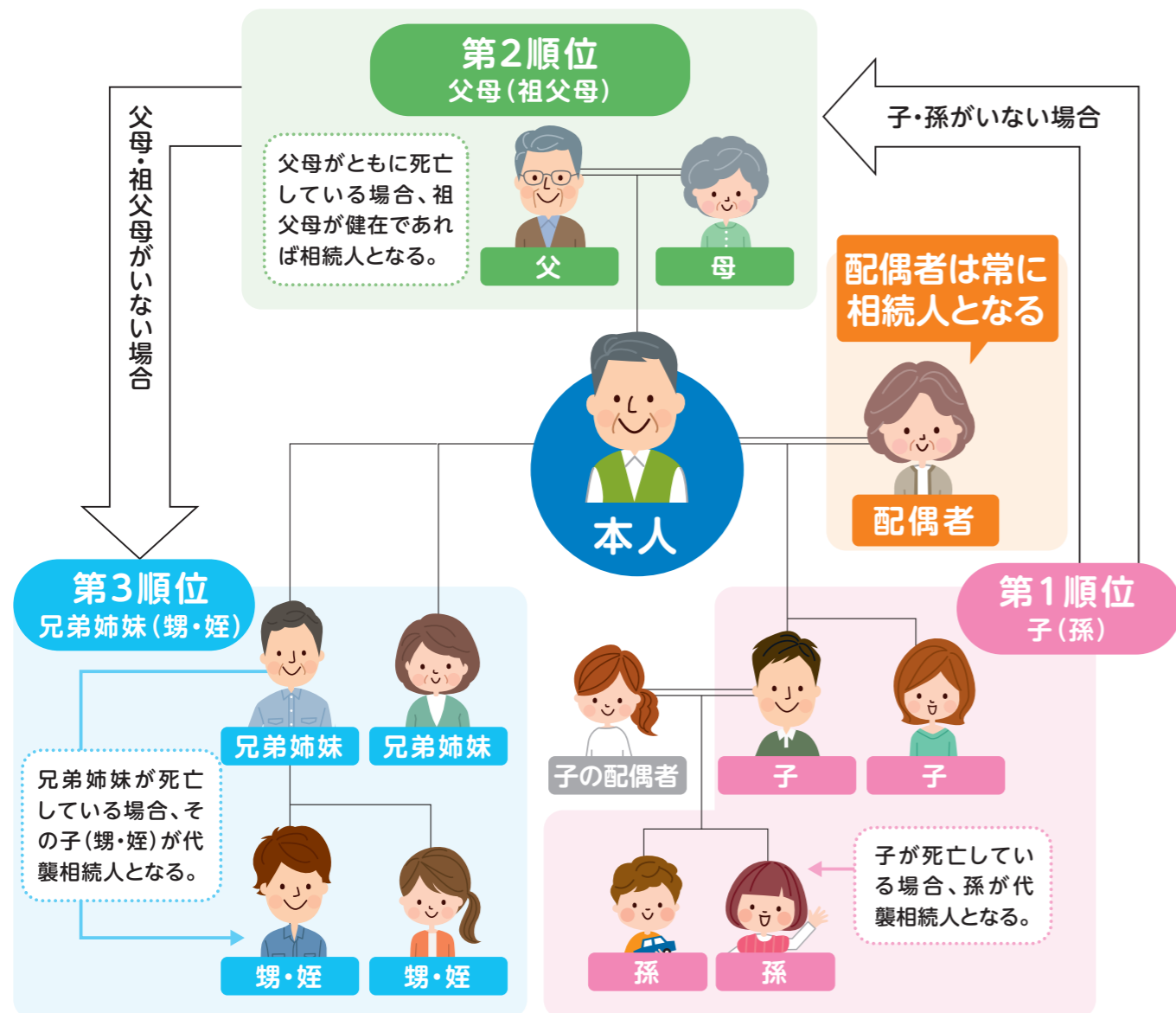
相続税は、金銭で一括納付することが原則です。

相続を受けたご相続人が相続税の納税資金を確保するために、苦勞される場合があります。

特に不動産や非上場株式などの流動性が低い資産の占める割合が高い場合、納税資金に困ることがあります。

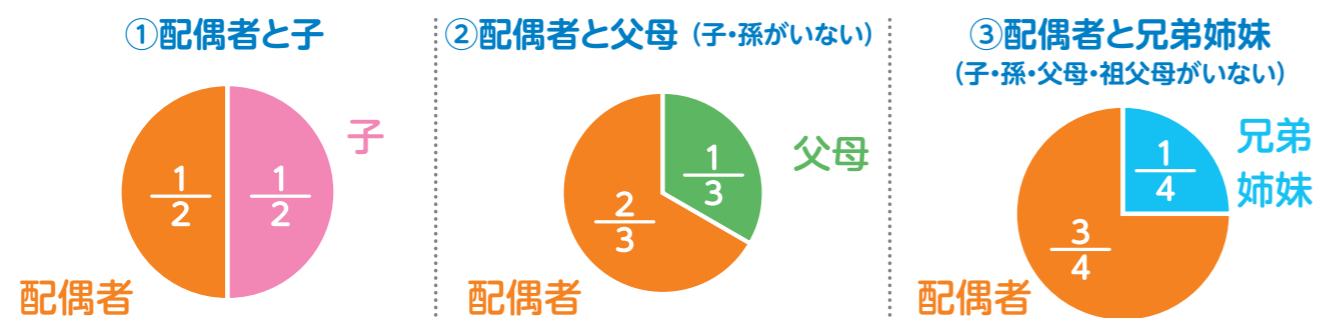
「相続」の順位や割合は法律で定められています!

○相続の順位



※兄弟姉妹に関しては、甥・姪の代までしか代襲相続することができません。

○相続の割合(法定相続分)



※相続人が、配偶者のみ、子のみ、父母等(直系尊属)のみ、あるいは兄弟姉妹のみの場合は、その相続人がすべての相続財産を相続することになります。

※同じ順位の相続人が複数存在する場合は、その人数で等分することとなります。

○遺留分について

兄弟姉妹・甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、遺言により財産を継承した他の相続人に「遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求」することができます。遺留分権利者は①配偶者、②直系卑属(子や孫など)、③直系尊属(父母や祖父母など)となります。兄弟姉妹は法定相続人ですが遺留分権利者ではありません。

○法定相続分と遺留分

(上段:法定相続分、下段:遺留分)

相続人の組合せ	配偶者のみ	子のみ	父母等(直系尊属)のみ	兄弟姉妹のみ	配偶者と子	配偶者と父母等(直系尊属)	配偶者と兄弟姉妹
配偶者	全部 (遺留分1/2)				1/2 (遺留分1/4)	2/3 (遺留分1/3)	3/4 (遺留分1/2)
子		全部 (遺留分1/2)			1/2 (遺留分1/4)		
父母等(直系尊属)			全部 (遺留分1/3)			1/3 (遺留分1/6)	
兄弟姉妹				全部 (遺留分なし)			1/4 (遺留分なし)

○各相続人の法定相続分と遺留分の計算例

①配偶者と子2人の場合

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者	1/2	1/4
子A	1/4 (1/2×1/2)	1/8 (1/4×1/2)
子B	1/4 (1/2×1/2)	1/8 (1/4×1/2)

②配偶者と兄弟姉妹2人の場合

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者	3/4	1/2
兄弟姉妹A	1/8 (1/4×1/2)	遺留分なし
兄弟姉妹B	1/8 (1/4×1/2)	遺留分なし

東邦銀行では二つのサービスをご用意しております

「とうほう遺言作成サポートサービス」

《資産配分の事前検討》 ※お客様の資産承継・遺言内容の検討をサポートします。

① 財産台帳の作成

財産の一覧を作成し、所有資産の現状を把握します。

② 資産承継の方針検討

ライフプランや資産承継に対する考え方を整理します。

③ 現状分析

資産承継の観点から現在の問題点を提起いたします。

④ 報告書の交付

検討結果、分析結果をまとめて、報告書にいたします。

「とうほう遺言信託」

《遺言作成時》

遺言内容の検討

相続財産の配分について決定していただきます。

遺言書の作成

公証役場で、「公正証書」の遺言書を作成していただきます。

詳しくは
13ページへ

●遺言信託のメリット(東邦銀行が以下の手続きをいたします。)

- お客様の考えに基づき遺言書の文案を作成いたします。
- 公証役場との事前打ち合わせの必要はございません。
- 公証役場での証人として、東邦銀行職員が立ち会います。

《遺言保管時》

遺言書の保管

東邦銀行が公正証書(正本)を保管いたします。

定期確認

遺言書の書き直しが必要ないか定期的に確認いたします。

●遺言信託のメリット(東邦銀行が以下の手続きをいたします。)

- 遺言書を厳重に保管いたします。
- 遺言変更のご相談を承ります。

○付言事項について

遺言書では、相続財産の配分方法だけでなく、「付言事項」という項目を設けてご家族や大切な方へのメッセージを書き記すことができます。

付言事項の内容には法的な拘束力はありませんが、遺産分割に関するご自身のお考えや、ご家族や大切な人への感謝の気持ち等を記すことができます。

●記載例①

私は、妻や子供たちに囲まれ、幸せな日々を送ってきました。子供たちがそれぞれ家庭を持つようになり、妻と二人で穏やかな日々を過ごしています。私が亡き後も、今までのように家族が仲良く生活して欲しいです。そのためにも、私の財産分けを明確にしておきたく、このような遺言書を遺します。子供たちは、私の意思をくみ取り、今後は母を助けてそれぞれの家庭を大切に、充実した人生を送ることを願っています。

●記載例②

私の財産はすべて、妻の協力のもと、私が築いたものです。私には子供がいませんし、私の亡き後、妻が安心して生活できるようにしたいので、すべての財産を妻に遺すことにしました。二人で楽しく、仲良く暮らすことができ、とても有意義な人生でした。ありがとう。

○相続に関する基礎知識

【寄与分・特別の寄与】

被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議などを経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、「寄与分」といいます。

一方、相続人以外の親族が同様に特別に貢献した場合には、一定要件のもとに、相続人に対し「特別寄与料」の支払いを請求できます。なお特別に貢献した人に対しては、遺言でも配慮することができます。

【特別受益】

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。

その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。

この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。

「とうほう遺言信託」

《遺言者逝去時》

① ご逝去のご連絡

お客さまがご逝去の際、あらかじめお届けいただいた方(死亡通知人)から、当行にご逝去のご連絡をいただきます。

② 遺言書の開示

相続人・受遺者のみなさまに対し、当行が保管している遺言書を開示いたします。

③ 遺言執行者への就職

遺言書の開示とともに、相続人・受遺者を確定し、遺言内容の実現性を確認のうえ、当行が遺言執行者に就職いたします。

④ 相続財産の調査・財産目録の作成と報告

遺言書に記載の財産を調査します。判明した財産について財産目録を作成し、ご報告いたします。

⑤ 遺産分割の実施

遺言書の内容に基づき、預貯金・有価証券の名義変更や解約、不動産の名義変更等を行い、遺産分割の手続きを行います。

⑥ 相続税申告のサポート

相続開始後10ヶ月以内に相続税申告・納付が必要な場合があります。税務に関する手続きについてご希望の場合は税理士をご紹介します。

⑦ 遺言執行完了の報告

すべての執行手続きが完了した時点で、相続人・受遺者のみなさまに遺言執行完了のご報告をいたします。

●遺言信託のメリット(東邦銀行が以下の手続きをいたします。)

- 相続人全員に遺言内容をお伝えします。
- 金融機関等に財産の調査をいたします。
- 遺言執行者として、遺言書の内容に基づき相続手続きをいたします。

相続時に必要となる一般的な手続きと流れ

- 相続手続きは煩雑で時間を要します。
- 相続税の申告・納税期限である相続開始から10ヶ月以内に様々な手続きを行う必要があります。

ご相続開始	手続き内容	各種届出等	届け出先
↓	- 死亡届の提出	-	市区町村
	- 公的年金・健康保険の手続き	未払い年金や遺族年金の受け取りには、手続きが必要です。	年金事務所等
	▲ 死亡保険金の請求手続き	保険会社に保険金受取の請求を行います。一般的に請求後5~10営業日かかります。	保険会社
	▲ 公共料金の引落し	被相続人の口座から料金の引落しができなくなるため、引落し口座の変更が必要です。	電力会社等
	○ 相続人の確定・戸籍謄本等の取得	相続人が誰かを明確にするため、被相続人と相続人の戸籍謄本を集めます。	市区町村
	△ 遺言書の有無の確認 ▲ 家庭裁判所での検認の手続き	自筆証書遺言がある場合は、家庭裁判所へ持参の上、検認してもらう必要があります。	家庭裁判所
	○ 相続財産の調査・把握	どのような財産が遺されているのか、種類や分量を正確に調査します。(残高証明書や登記簿謄本を取得します)	-
3ヶ月以内	△ 相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ▲	相続の放棄・限定承認は、家庭裁判所へ申立ての手続きが必要です。限定承認は相続人全員で申立てを行わなくてはなりません。	家庭裁判所
4ヶ月以内	△ 被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告)	書類を用意し、税額を計算します。ご自身で難しい場合は税理士に依頼します。	税務署
↓	▲ 遺産分割協議の実施(遺言書がない場合)	遺言書がない場合、相続人で話し合い、遺産の配分を決定しなければなりません。	-
	△ 分割協議の際の特別代理人等の選任(相続人が未成年者の場合など)		
	▲ ※遺産分割協議書の作成(遺言書がない場合)	※遺産整理業務で対応可能。	
	○ 預貯金・有価証券等の解約や名義変更	様々な種類の財産がある場合は、それぞれ異なる場所で手続きが必要です。	金融機関等
○ 不動産の相続登記	法務局等		
○ ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更	ゴルフ場等		
10ヶ月以内	△ 相続税申告書の作成 相続税の申告・納付	書類を用意し、税額を計算します。ご自身で難しい場合は税理士に依頼します。	税務署

【相続に関するお手続きの種類】

- = 公的機関等のお手続き
- = 相続財産関係のお手続き
- = 税金関係のお手続き

【東邦銀行がお手伝いできる手続き】

- = 当行が遺言信託で対応します。
- △ = 税理士等の専門家の紹介によりお手伝いします。
- ▲ = お手続きの方法や相談先についてご案内いたします。

相続税について

相続税の申告・納付は、 10ヶ月以内に行わなければなりません。

相続財産の課税価格の合計が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要です。

また、相続税の申告・納付手続きは、通常、被相続人の死亡日の翌日から10ヶ月以内に行わなければなりません。

相続税の申告にあたっては、財産の評価が重要なポイントとなります。

この評価は、財産の種類ごとに方法が決まっており、必ずしも時価と一致するものではありません。



遺産にかかる基礎控除

$3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$

特例の活用について

相続税の計算において、**小規模宅地等の特例**や**配偶者の税額軽減の特例**があります。

これらの特例を活用するには、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまっていること、および相続税の申告を行うことなどが必要となります。

※ 申告書の作成等税務に関する手続きについては、ご希望があれば税理士をご紹介します。

相続税計算のステップ

(2021年10月1日現在の税制に基づいています。)

1. 相続税の課税対象となる「相続財産」を把握します。

主な相続財産

● 土地



● 建物



● 一般の動産

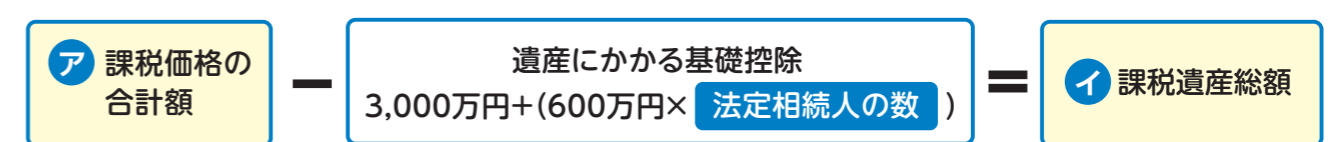
現預金・預貯金
投資信託
有価証券(上場株式等)
非上場株式
保険金(みなし相続財産)等

● 被相続人からの相続開始前3年以内の贈与財産
● 相続時精算課税制度を適用した贈与財産

2. 相続財産から非課税財産や債務・葬儀費用を差し引き、「課税価格の合計額」を計算します。



3. 課税価格の合計額 ア から基礎控除を差し引き、「課税遺産総額」を計算します。



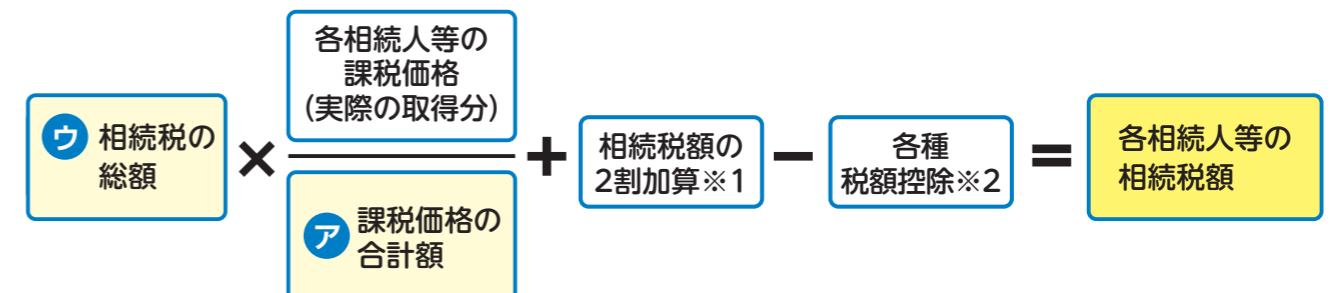
4. 各相続人ごとに法定相続分に応じた税額を計算のうえ合計し、「相続税の総額」を計算します。



上式により算出した各相続人の税額を合計し、相続税の総額を計算します。
※ 相続税の税率は、法定相続分に応ずる取得金額によって10%~55%となります。



5. 相続税の総額 ウ を実際の取得分に合わせて按分し、「各相続人等の相続税額」を計算します。



※1 被相続人の配偶者・一親等の血族(親、子供・その代襲相続人)以外の方が遺産を取得した場合、相続税が2割加算されます。
※2 「贈与税額控除」「配偶者の税額軽減」「未成年者控除」「障害者控除」「相次相続控除」「外国税額控除」などがあります。

公正証書遺言について

遺言には、いくつかの種類があり、それぞれの要式が法律で定められています。
なかでも代表的なものに「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。
一般的には、公正証書遺言が安全で確実とされています。

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	(法務局利用なし)	(法務局利用あり)	(公証役場で作成)
作成方法	遺言者が本文、氏名、日付を自署	遺言者が本文、氏名、日付を自署	遺言者の口述を受け公証人が作成
本人が作成した証明	なし	あり	あり
遺言形式の確認	確認なし	法務局の確認あり	公証役場の確認あり
費用	不要	必要	必要
保管方法	自身で保管	法務局が保管	公証役場が保管
紛失・隠ぺい・偽造の恐れ	あり	なし	なし
相続発生時の手続き	検認手続きが必要	遺言書情報証明書の取得が必要	不要

●「とうほう遺言信託」による遺言書作成のメリット

- とうほう遺言信託では、遺言書の紛失や形式不備等を防止し、遺言者のご意向を確実に実現するため、遺言書は「公正証書」で作成しています。
- また、円滑な相続のために、ご家族への想いや資産の分け方等の考えをお伺いし、ご意向に沿いながら、相続時に揉めないよう資産配分に配慮した「公正証書遺言」作成のアドバイスを行います。

遺言信託等の手数料

(税込)

1. とうほう遺言作成サポートサービス

ご契約時	基本手数料	1,100,000円
------	-------	------------

2. とうほう遺言信託(遺言執行引受承諾業務)

ご契約時	引受承諾料	無料(※)																		
ご契約中	遺言書保管料	月額 440円																		
	変更手数料	55,000円																		
相続発生時	執行報酬	規定の執行報酬から1,100,000円を割引 ただし、最低執行報酬は、330,000円 規定の執行報酬は相続税評価額による遺言執行対象財産額に下記の料率を乗じた額の合計額となります。 【規定の執行報酬料率】																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>遺言執行対象財産の区分</th> <th>料率</th> <th>遺言執行対象財産の区分</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">「東邦銀行」および「とうほう証券」と契約している預金、投資信託、有価証券、信託商品等</td> <td>その他の財産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.33%</td> <td>1億円以下の部分</td> <td>1.65%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1億円超3億円以下の部分</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3億円超の部分</td> <td>0.55%</td> </tr> </tbody> </table>	遺言執行対象財産の区分	料率	遺言執行対象財産の区分	料率	「東邦銀行」および「とうほう証券」と契約している預金、投資信託、有価証券、信託商品等		その他の財産			0.33%	1億円以下の部分	1.65%			1億円超3億円以下の部分	1.10%		
遺言執行対象財産の区分	料率	遺言執行対象財産の区分	料率																	
「東邦銀行」および「とうほう証券」と契約している預金、投資信託、有価証券、信託商品等		その他の財産																		
	0.33%	1億円以下の部分	1.65%																	
		1億円超3億円以下の部分	1.10%																	
		3億円超の部分	0.55%																	

※とうほう遺言作成サポートサービスの利用がない場合、とうほう遺言信託の引受承諾料は220,000円、執行報酬は割引適用がなく最低執行報酬が1,430,000円となります。

<遺言執行報酬の計算例>

例) 遺言執行対象財産額が1億2,000万円で内訳が以下の場合

①東邦銀行の預金	3,000万円	3,000万円×0.33%=9.9万円	} 158.4万円	遺言執行報酬
②その他の財産額(※)	9,000万円	9,000万円×1.65%=148.5万円		
			158.4万円-110万円(割引)=48.4万円	=48.4万円(税込)

※不動産、東邦銀行以外の金融機関等とお取引のある預貯金・有価証券等

【ご留意事項】

- (1)手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、当行により将来変更される可能性があります。
- (2)当行の手数料・報酬とは別に、次の費用はお客さまのご負担になります。
戸籍謄本・不動産登記簿謄本等の取寄・取得費用、公証役場における公正証書遺言作成費用、財産調査に係る各種証明書等取得費用(預貯金の残高証明書等) 不動産登記手続等名義変更に係る費用、相続税申告等に係る税理士報酬 等